３１長社第７２０２号

令和元年６月６日

　各有料老人ホーム　施設長　様

長崎県福祉保健部長寿社会課長

（公印省略）

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施について

　本年５月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下「安否確認等」という。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生しました。

　高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであります。

　つきましては、今後、このような事案が発生することを防止するため、各施設におかれましては、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日１回以上、安否確認等を実施していただきますようお願いします。

〒８５０－８５７０

　長崎市尾上町３－１

長寿社会課　施設・介護サービス班

 TEL 095-895-2436(ダイヤルイン）

　FAX 095-895-2576